

令和3年度 提案型森林資源利用促進事業補助金 募集要領

1 事業の概要

森林には、地球温暖化防止だけでなく水源のかん養や生活環境の保全等の多面的機能を有しており、将来にわたって森林の恩恵を享受するためには、豊かな森林を未来につなげ、守り育てていく必要があります。森林環境の保全と林業の振興を図ることを目的に、森林資源の利用促進につながる取り組みを自主的かつ主体的に企画実施する事業者及び団体等に対し、おおなん未来につなぐ森づくり事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。

2 補助の対象者

補助の対象者は下記のとおりです。

- ・ 邑南町内に事業所を有する事業者
- ・ 邑南町内の自治会、集落
- ・ 半数以上が町内に住所を有する5名以上で構成する団体

3 補助の対象となる事業

森林環境の保全と林業の振興を図ることを目的とした森林資源の利用促進につながる取り組みとして実施する事業であり、令和4年3月31日までに取り組みが完了する事業が対象です。

(提案イメージ例)

- ・ 木材伐採量を増加するための伐採機械の導入
- ・ 町産材の製材品の生産量を増加させるための機械導入
- ・ 林地残材（未利用材）を活用するための機械導入
- ・ 広葉樹の活用に向けた新たな商品開発
- ・ 竹の活用に向けた竹炭製造の研修会の開催
- ・ 薪の利用普及に向けた調査研究
- ・ 林業担い手を都市部から確保するための体験会の開催

など

4 補助率・補助金額の種類

以下に示すいずれかのタイプで、1団体につき1事業までとします。

Aタイプ	補助率1/2以内	補助の上限額	200万円
Bタイプ	補助率2/3以内	補助の上限額	100万円
Cタイプ	補助率3/4以内	補助の上限額	50万円

※次に掲げる経費は補助対象外とします。

- ・ 申請事業体及び団体内部の者に対する人件費
- ・ 飲食費
- ・ その他町長が適当でないと認める経費

5 応募に必要な書類

応募に必要な書類は下記のとおりです。

- ①おおなん未来につなぐ森づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②森林資源利用促進事業計画書（様式第1-7号）
- ③事業経費を説明する資料（見積書の写し・図面等）
- ④事業効果を説明する資料
- ⑤町内に事業所を有する事業者であることを証明できるもの【※事業所の場合】
- ⑥団体概要書（団体規約又は会則、会員名簿等）【※5名以上で構成する団体の場合】

6 応募期間・応募書類提出先

- ・ 応募期間 令和3年8月10日（火） ※必着
- ・ 提出先 邑南町役場農林振興課林業振興係
〒696-0192 邑南町矢上 6000 番地

7 審査方法、審査基準及び決定

下記の手順で審査を行います。

(1) 審査委員審査

提案型森林資源利用促進事業補助金審査委員会において、審査基準に基づき書類審査を行います。書類審査は60点満点とし、原則補助金交付「可」とする際の最低基準点は30点以上とします。

(2) 審査基準

審査基準は次の項目で行います。

審査項目	視 点	配点
目的の的確性	森林資源の利用促進につながる取り組みであるか。 森林環境の保全や林業の振興につながる取り組みであるか。	20
持続可能性	提案された取り組みにより持続的に効果が見込めるものであるか	10
妥当性	事業として実現可能なものであるか。 事業に見合った予算規模であるか。 収支予算に整合性があり、妥当かつ適切に計上されているか。	10
公益性	提案された取り組みにより多くの人々に有益なものであるか。 客観的にみて公益上必要であると認められるものであるか。	10
先駆性	取り組みの内容に先見性があり、先進事例として効果が期待できるか。	10
合計		60

※判断基準として下記に応じた評価の配点を目安とする。

配点	高評価	やや高評価	普通	やや低評価	低評価
20	20~17	16~13	12~8	7~4	3~0
10	10~9	8~7	6~4	3~2	1~0

(3) 交付決定

審査委員会の審査決定に基づき予算の範囲内で交付決定します。ただし、審査内容については非公開とし、事業実施者の選定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんこととします。

※令和3年度予算額 5,000,000円

8 決定通知

- ・ 交付及び不交付の決定は、文書により申請者にお知らせします。
- ・ 交付が決定した申請者に対しては、交付決定額及び交付の条件等を通知します。

9 事業計画を変更する場合

原則として、交付決定後の増額変更は認められません。事業の内容や経費の内訳を変更する場合や、取り組みが実施できなくなった場合は、あらかじめ町の承認を受けてください。

10 交付の取り消しや補助金の返還等

以下のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

- ① 当該補助金要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき
- ② 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ③ 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき

11 その他

この募集要項は、おおなん未来につなぐ森づくり事業補助金交付要綱を基に必要な事項を加え、募集から交付までの流れを説明したものです。申請方法、その他不明な点は農林振興課までお問い合わせください。

【問合せ先】

〒696-0192

邑南町矢上 6000 番地

邑南町役場農林振興課林業振興係

直通電話：0855-95-1116

IP 電話：050-5207-3011

FAX：0855-95-0171